

随意契約実施状況(建設工事等)

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
28	文化課	H28.4.12	三重県指定文化財 旧長谷川家住宅離れ(建物・外構)修理工事設計監理業務	「離れ」及び「四阿」の部分修理工事と付帯する外構の部分修理工事に伴う設計及び監理	1	H28.4.14	有限会社 伊藤平左エ門建築事務所	東京都新宿区西早稲田3丁目31番8号	2,542,800	2,538,000	<p>県指定文化財建造物の修理事業であるため、業務に当たっては、文化財建造物の復元、保存修理設計の技術と経験を十分に兼ね備えた専門家が業務にあたる必要がある。</p> <p>(有)伊藤平左エ門建築事務所は、平成24年度に刊行した「旧長谷川家住宅調査報告書」の作製にあたり、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所と連携し、平成24年度・平成25年度の2か年にわたり旧長谷川家住宅の建物図面作成及び現状調査に携わった専門的技術を有する業者であり、また、平成26年度に旧長谷川家住宅大正座敷、平成27年度に旧長谷川家住宅離れ座敷の各修理工事に係る設計監理業務を委託した業者でもある。このことから「旧長谷川家住宅離れ修理工事」には、これまでに得た情報をもとに専門的技術を用いて設計監理を実施する必要があることから同業者へ業務委託するものである。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とした。</p>	無	
28	文化課	H28.11.11	クラギ文化ホール舞台吊物ロープ改修工事	舞台ワイヤーロープ 38本取替及び緞帳落下防止金具取付	1	H28.11.16	三精テクノロジーズ株式会社名古屋営業所	愛知県名古屋市中区東桜二丁目22番18号	30,910,000	23,544,000	<p>本工事の改修箇所はメーカー独自の製造物で既設設備と密接不可分の関係にあり、施工者以外では独自性の継続がなくなり安全性が確保出来ない為、開館時の設置から工事・点検まで行っている契約業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。</p>	有	
28	文化課	H29.1.13	市指定史跡 松浦武四郎誕生地保存修理工事 追加検討設計業務委託	「市指定史跡 松浦武四郎誕生地保存修理工事」において、試掘調査および解体調査に伴い設計図書の追加検討を行うとともに、検討結果を反映した変更図面・追加図面の作成	1	H29.2.10	有限会社 伊藤平左エ門建築事務所	東京都新宿区西早稲田3丁目31番8号	1,296,000	1,296,000	<p>短期間で工事設計図書の変更を検討するためには、木造伝統建築の建物修理における十分な経験と実績が求められるとともに、松浦武四郎誕生地の各建物に対して、十分な知識および資料を有し、工事中の現場の状況を最も良く把握していることが必要となる。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項2号により工事監理業者である有限会社伊藤平左エ門建築事務所と随意契約した。</p>	無	